

【韓国】家畜伝染病予防法の改正

海外立法情報課・藤原 夏人

* 韓国で口蹄疫が猛威を振るっている。2010年11月29日に慶尚北道安東市で発生が確認された口蹄疫は全国的に拡大し、大きな損害をもたらしている。2011年1月13日、韓国国会本会議において、口蹄疫等の家畜伝染病の防疫体制を強化するための「家畜伝染病予防法一部改正法律案」が可決された。同月24日に公布され、一部条項を除き公布と同時に施行された。

背景と経緯

韓国では2002年を最後に口蹄疫の発生がみられなかったが、2010年に入り1月、4月、11月の3回にわたって口蹄疫が発生した。とりわけ11月に発生した口蹄疫は慶尚北道から全国的に拡大し、これまでに牛と豚合わせて300万頭以上が殺処分されるなど、未曾有の被害が発生している。初期段階ではワクチン接種は行わず殺処分のみで対応していたが、被害が同時多発的に広範囲に拡大したため、政府は同年12月22日、口蹄疫を早期に終息させ国際獣疫事務局（OIE）の「清浄国」の地位を回復するために限定的なワクチン接種を行う方針を固めた。同年12月29日には、政府が一丸となって口蹄疫に対応するため、行政安全部長官を本部長とする「中央災難（災害）安全対策本部」が設置された。さらに翌2011年1月13日、政府は国内すべての牛及び豚に対するワクチン接種を原則とすることを決定した。

今回の口蹄疫の発生原因はまだ明らかになっていないが、最初に発生したとされる安東市の畜産関係者が発生前にベトナムに旅行していたことがわかっており、当初から国外から持ち込まれた可能性が指摘されている。2010年5月に公表された国立獣医科学検疫院の疫学調査・分析の中間発表においても、同年1月と4月に発生した口蹄疫の原因が、畜産関係者に雇用されている東南アジアからの外国人労働者及び東南アジアを旅行した畜産関係者にあったと推測されている。

改正法の概要

今回の法改正では、国外から伝染病が流入するのを防ぐため、空港や港湾における水際での防疫体制が強化されたほか、伝染病発生時に効果的に対応するための体制等も整えられた。概要は次のとおりである。

○国及び地方自治団体の責務

国と地方公共団体が策定する家畜伝染病管理対策に、家畜防疫にともなう周辺環境の汚染防止、家畜防疫に直接従事した者の心のケアを含んだ事後管理対策等を含めることが規定された。また基礎自治体の長に対しては家畜等を埋める場所を事前に選定し管理することが義務付けられるとともに、国に対しては広域自治体の家畜防疫機関に対する支援を行うことが規定された（第3条）。

○家畜伝染病発生現況に関する情報公開

国や地方公共団体の長は、外国で家畜伝染病が発生した場合は、種類、発生国、日時、旅行客の留意事項等の情報を公開しなければならない（第3条の2）。

○家畜所有者等の防疫及び検疫の義務

家畜所有者等は、外国人労働者を雇用した場合は基礎自治体の長に届出を行い、労働者に対する教育、消毒等の必要な措置をとらなければならない。また家畜伝染病発生国から入国する者は、当該国での滞在等に関する書類提出が義務付けられ、必要に応じて消毒等の措置がとられる。中でも畜産関係者は、家畜伝染病発生国に滞在又は経由して入国する場合、港又は空港で質問、検査、消毒等の必要な措置に必ず従わなければならない。発生国へ出国する場合は事前の届出も義務付けられる（第5条）。畜産関係者が質問に対し虚偽の回答をし、又は検査、消毒等を拒否、妨害もしくは忌避したときは、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金刑が科される（第57条）。

○家畜伝染病機動防疫機構の設置

家畜伝染病発生時の拡大防止、防疫指導に迅速に対応するため、農林水産食品部長官の下に家畜伝染病機動防疫機構を設置する（第9条の2）。

○消毒の設備、実施等

畜産関係施設に出入りする車両に加えて搭乗者も消毒対象とし、さらに施設に出入りする獣医師、家畜人工受精師等にまで消毒対象が拡大された（第17条）。

○患畜の隔離、家畜飼育施設の閉鎖命令等

畜産関係者が雇用した外国人労働者の届出、家畜伝染病発生国への出入国の届出、消毒等の防疫義務を履行せずに家畜伝染病を発生させ、又は他地域に伝染させたときは、農場の閉鎖又は家畜の飼育制限を命ずることができる条項が追加された（第19条）。

○補償金等

補償金支給の対象者が、家畜伝染病の拡大を防ぐために施設使用停止命令を受けた家畜集合施設等へも拡大される一方、防疫義務を履行せずに家畜伝染病を発生又は他地域に伝染させた者には補償金を減額できる条項が追加された（第48条）。

今後の展望

国立獣医科学検疫院は2011年1月25日に中間報告を公表し、発生初期段階の対応に不備があったことを認めた。ワクチン接種の決定に時間を要したことに対し、政府を批判する論調も生まれている。政府はワクチン接種を継続するかどうかは、諸般の状況を見ながら決定する予定であるとしており、場合によっては、韓国が「ワクチン非接種清浄国」から「ワクチン接種清浄国」へ方針転換する可能性も出ている。

参考文献(インターネット情報は2011年1月26日現在である。)

・「가축전염병 예방법 일부개정법률안(대안)」(家畜伝染病予防法一部改正法律案(委員会提出法案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1G0A1G2X0A6O1O5K5U7S5Y8S4H8J3>